

令和5年門審第12号

裁 決  
作業船A遭難事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
令和4年11月2日08時30分  
鹿児島県指宿港
- 2 船舶の要目  
船 種 船 名 作業船A  
総 ト ン 数 3.5トン  
登 録 長 11.89メートル  
機 関 の 種 類 ディーゼル機関  
出 力 235キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室前部右舷寄りに舵輪を、その右舷側に機関遠隔操縦レバーを、左舷側にGPSプロッターをそれぞれ装備したFRP製作船で、a受審人が1人で乗り組み、作業員2人を乗せ、港湾工事の目的で、船首0.3メートル船尾1.7メートルの喫水をもって、令和4年11月2日08時15分指宿港の係留地を発し、同港内の作業現場に向かった。

ところで、目的の港湾工事は2隻の作業船が係留して行うもので、作業現場に設置された係留用ブイには、同じ会社の作業船が直径12ミリメートル長さ200メートルの合成繊維製係留索1本を係止しており、その僚船の係留索が同ブイの付近海面に浮遊する状況であった。

また、a受審人は、平成30年2月にX社に入社し、前示作業現場での操縦経験は3回ないし4回であった。

a受審人は、08時25分作業現場に到着し、前示係留用ブイに自船の係留索を係止するため、舵輪後方に立った姿勢で操縦に当たり、指宿港東防波堤灯台（以下「東防波堤灯台」という。）から233度（真方位、以下同じ。）530メートルの地点で、船首を南西方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始した。

a受審人は、係止作業を終えるまで漂泊を続けていたところ、係留用ブイから離れ始めたので、同ブイに近づくために機関を使用することとし、08時29分半僅か前漂泊開始地点で、船首が225度を向いていたとき、僚船の係留索を推進器翼に巻き込むおそれがあったが、同索は同翼から離れたところで浮遊しているものと思い、機関を使用する前に僚船の係留索の状況を確認するなど、同索の確認を十分に行わなかった。

こうして、a受審人は、08時30分僅か前僚船の係留索が船尾至

近で浮遊する状況に気付かずに機関を後進に掛けたところ、08時30分東防波堤灯台から233度530メートルの地点において、Aは、船首が225度を向き、僅かな後進行きあしで、同索を推進器翼に巻き込んで航行不能となった。

当時、天候は曇りで風力2の北東風が吹き、潮候は上げ潮の初期であった。

その結果、船底部に推進器の破損に伴う破口を生じて浸水し、転覆して機関及び電気機器に濡損等を生じたが、手配した起重機船によって引き揚げられ、a受審人は来援した巡視艇に、作業員2人は作業船にそれぞれ救助された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件遭難は、指宿港において、係留用ブイに自船の係留索を係止するために漂泊中、機関を使用する際、僚船の係留索の確認が不十分で、機関を後進に掛け、浮遊する同索を推進器翼に巻き込んだことによって発生したものである。

a受審人は、指宿港において、係留用ブイに自船の係留索を係止するために漂泊中、機関を使用する場合、同ブイの付近海面に浮遊する僚船の係留索を推進器翼に巻き込むおそれがあったから、機関を使用する前に同索の状況を確認するなど、僚船の係留索の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、僚船の係留索は推進器翼から離れたところで浮遊しているものと思い、同索の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、僚船の係留索が船尾至近で浮遊する状況に気付かずに機関を後進に掛け、同索を同翼に巻き込んで航行不能となる事態を招き、同時に船底部に生じた破口から浸水し、転覆して船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、  
同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日

門司地方海難審判所

審判官 上 田 容 之